

座間市パークゴルフ協会規約（案）全文

（名称）

第1条 本会は、座間市パークゴルフ協会と称する。略称は「ZPGA」とする。

（目的）

第2条 本会は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）並びに神奈川県パークゴルフ協会連合会（以下「連合会」という。）の会員、加盟団体として、日本協会並びに連合会の事業活動の円滑な推進と、パークゴルフの普及、振興を通じて、会員相互の交流と親睦を図り、もって健康で明るく楽しい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 定例大会の開催
- (2) ルール、マナーの研修と技術の向上に関する実践活動
- (3) 連合会が行う事業への参加
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業

（組織及び会員資格）

第4条 本会は、本会員、準会員、特別会員、賛助会員をもって組織する。会員の資格は次の通りとする。

- (1) 本会員は、座間市に在住しているものとし、入会申込書を提出することが出来る。
なお、近隣の市町村に協会が無い場合は本会に入会申込書を提出することが出来る。
但し、当該居住地に協会が設立された時は、速やかに移籍させなければならない
- (2) 準会員は、他協会に会員として所属していても、本会に入会申込書を提出することが出来る。
- (3) 特別会員は、どの協会にも所属せず、当該居住地の協会の承諾を得た上で入会申込書を提出することが出来る。
- (4) 賛助会員は、本会の目的に理解を示し賛助を申し出た個人及び企業とする。

（役員及び任期）

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 指導普及部長 | 1名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 監事 | 2名 |

2 役員の前任期は2年とし、再任、兼務は妨げない。

3 補充役員の前任期は、前任者の前任期とする。

(役員を選任)

第6条 役員は、次により選任する。

- (1) 会長、副会長は理事会の互選にする。
- (2) 理事及び監事は、会長が選任する。
- (3) 事務局長及び会計は、会長が委嘱する。
- (4) 指導普及部長は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画運営の任にあたる。
- (4) 事務局長は、会務を遂行する。
- (5) 指導普及部長は、連合会の事業遂行に参画し、会員の指導育成にあたる。
- (6) 会計は、会の会計を行う。
- (7) 監事は、本会の業務執行状況及び財務を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

(総会)

第8条 総会は、本会員、準会員、特別会員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改廃
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他本会運営に関する重要事項
- 2 総会は、会長が招集し、開催する。
 - 3 総会の議長は、総会で選出する。
 - 5 総会は会員の2分の1の出席で成立し、議事は多数決の原理により出席した会員の過半数をもって決する。
 - 6 委任状の提出は、出席とし議案は賛成投票とする。

(理事会)

第9条 理事会は、第5条の役員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、会長が必要と認めるとき会長が招集し、原則として月1回開催する。
 - 3 理事会の議長は、副会長がこれにあたる。
 - 4 理事会の議事は、多数決の原理により理事総数の過半数をもって決する。

(指導員、アドバイザーの推薦)

第10条

本会に所属する指導員及びアドバイザーを推薦するため、推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は理事会をもって充てる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、
に置く。

(運営経費)

第12条 本会の運営経費は、会員の納入する会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、本会員、準会員、特別会員ともに年額1,200円とする。年度途中で加入した時は月割りで会費を徴収する。

(連合会)

第13条 本会における連合会役員の理事は会長とし、代議員は事務局長とする。

(報告の義務)

第14条 会長は、毎年度次の事項を連合会に報告しなければならない。

- (1) 事業計画と前年度事業実施状況
- (2) 予算及び前年度決算の状況
- (3) 本会加入者名簿、規約の改正状況
- (4) その他連合会が必要とする事項

(入会)

第15条 入会希望者は第4条の会員資格区分により入会申込書を提出し、本会の理事会の承認を得て、入会することが出来る。

(退会)

第16条 退会は会員本人の申し出があった場合、又は会員本人が死亡した場合とする。

2 本会の運営に著しく支障のある行為をとった者に対し、会長は理事会の承認を得て退会を勧告することができる。

3 退会者については会費は返却はしない。

(弔慰金)

第17条 本会に3年以上在籍した会員が死亡の際は、香典として5,000円を捧げる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(定め無き事項)

第19条 この規約に定めのない事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、令和5年(2023年) 月 日から施行する。